

特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務に係る
電子計算組織の結合について

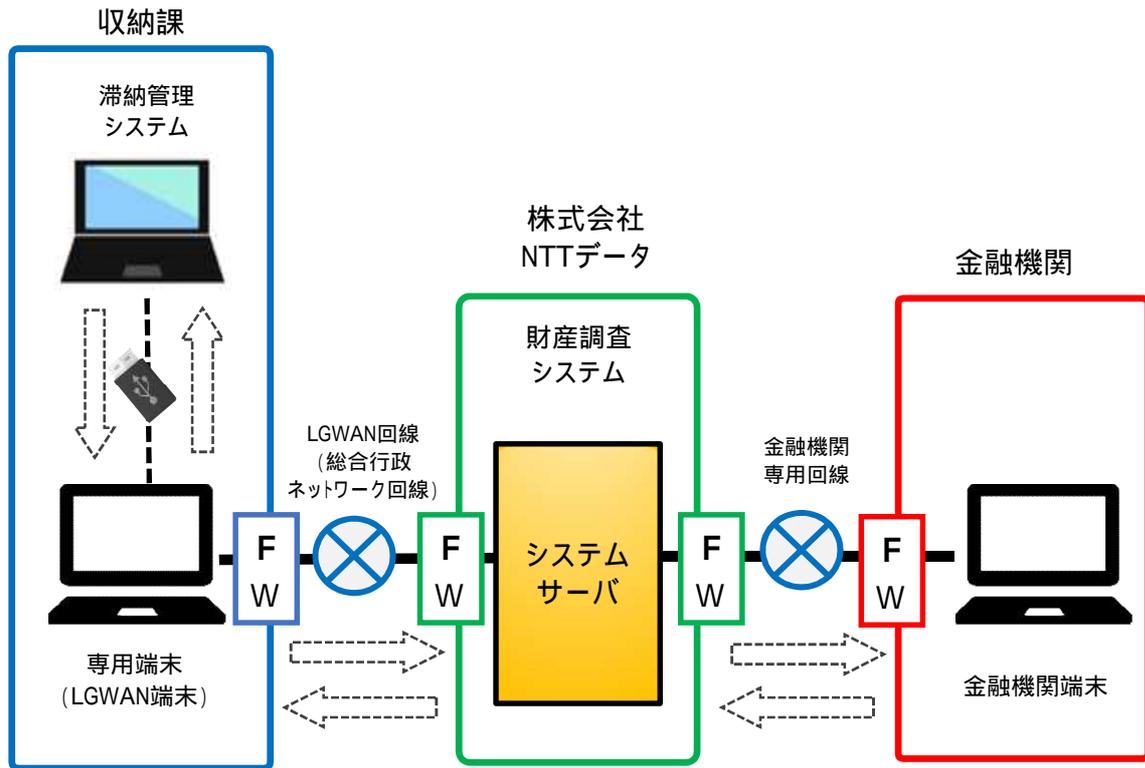
(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	<p>特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料については、納付期限を過ぎた場合に督促状や催告書を発送するほか、収納課の職員が地方税法第 298 条、第 331 条および国税徴収法第 141 条に基づき、滞納者の財産調査を行っている。</p> <p>現在、年間延べ 25～30 万件の財産調査を実施しており、その大半が金融機関への預金照会である。</p> <p>金融機関への預金照会にあたっては、職員が調査対象者の氏名、住所等を記載した調査票を作成し、各金融機関の本店または支店に調査票を送付することにより行っているが、金融機関によっては区が回答書を受領するまで半年近くかかることもあり、迅速かつ効果的な滞納整理の障害となっている。</p> <p>また、調査票の作成、各金融機関への送付、回答内容の入力など、多大な事務負担および経費が発生している。</p> <p>そこで、金融機関への預金照会を電子ファイルの送受信により行う、「財産調査システム」を新たに導入し、財産調査に係る事務の効率化を図る。</p> <p>なお、令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において「書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、照会・回答業務を段階的にデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされている。</p>
2 現行処理	<p>調査票（紙媒体）を作成のうえ、各金融機関に送付している。回答を受領した際には、職員がその内容を手作業でシステムに入力している。</p>
3 結合先	<p>株式会社 NTT データ 東京都江東区豊洲 3-3-3 豊洲センタービル</p>

4 実施予定年月	令和4年6月
5 所管課名	区民部 収納課
6 システム内で管理する個人情報	<p>【区が送信する項目】</p> <p>氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別</p> <p>【区が受信する項目】</p> <p>氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、口座の有無、 (口座がある場合)取引明細</p>
7 個人情報の保護	<p>【区が講じる保護措置】</p> <p>練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 区と結合先(事業者)とのシステムの接続は、L G W A N回線によりデータの送受信を行う。</p> <p>(2) 特定の職員に対して、専用端末(L G W A N端末)を操作できるIDとパスワードを付与する。</p> <p>(3) 既存システム(滞納管理システム)と収納課内の専用端末(L G W A N端末)とのデータ移行は回線で接続せず、専用のU S Bメモリを使用する。</p> <p>(4) U S Bメモリは、使用後にデータを削除し、収納課内の鍵の掛かる保管庫に保管する。</p> <p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>契約内容に含む受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) ファイヤーウォールによるアクセス制御(不正アクセスの遮断)、ウィルス対策、データの暗号化、操作ログの取得を実施する。</p> <p>(2) ユーザーID、パスワードによるログイン認証を実施する。</p> <p>(3) 結合先(事業者)と金融機関とのシステムの接続は、専用回線による閉域且つ通信回路を暗号化したネットワーク</p>

	<p>クによりデータの送受信を行う。</p> <p>(4) 区から送付したデータは、調査依頼ファイル送信日から 60 日間、もしくは該当の調査依頼に対する金融機関からの調査結果回答ファイルの送信日から 30 日間のどちらか早く達した時点で削除するものとし、バックアップデータも削除日の翌日に削除する。</p> <p>(5) サーバを設置しているデータセンターは、24 時間 365 日体制の有人警備、監視カメラによるマシン室の監視、生体認証および IC カード認証を併用したゲートにより各ゾーンの入退室を管理する。</p>
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム構成図 ・ 株式会社 N T T データ 個人情報保護方針 ・ 電算結合記録票

システム構成図



< 事務処理の流れ > 各番号は上図の番号に対応

滞納管理システムから調査対象者の情報を抽出し、「調査依頼ファイル(対象者の氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別)」を作成する。

USBメモリを使用し、専用端末に「調査依頼ファイル」を取り込む。

区が専用回線を通じて、財産調査システムへ「調査依頼ファイル」をアップロードする。

財産調査システムから送信された「調査依頼ファイル」を各金融機関が端末にダウンロードする。

金融機関が「調査回答ファイル(対象者の氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別、口座の有無、取引明細)」を作成する。

専用回線を通じて、「調査回答ファイル」を財産調査システムへアップロードする。

財産調査システムから送信された「調査回答ファイル」を区が専用端末にダウンロードする。

専用端末からUSBメモリを使用し、滞納管理システムにデータを取り込む。

株式会社 NTT データ個人情報保護方針

株式会社 NTT データ（以下、「当社」と記す。）は、個人情報（特定個人情報等を含む）の重要性を認識し、個人情報保護の活動を当社の基盤的活動として位置づけております。当社は、個人情報保護の取り組みを真摯に実行することは社会的責務であると認識し、以下の通り個人情報保護方針を定め、役員、社員、協働者に周知し、徹底を図ります。

1. 個人情報の適切な取得、利用、提供、委託

1. お客様の個人情報の取得にあたっては、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、本人に対して利用目的を明らかにし、同意を頂いた上で取得します。取得した個人情報はその目的以外に利用せず、利用範囲を限定し、適切に取り扱います。
2. 取得した個人情報は、法令に基づく命令などを除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、特定個人情報は同意を得た場合でも法令に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 取得した個人情報の取り扱いを、第三者に委託する場合には十分な個人情報保護の水準を備える者を選び、また、契約等によって保護水準を守るよう定めた上で、指導・管理を実施し、適切に取り扱います。

2. 開示、訂正、利用停止等の求めに応じる手続

当社が保有する個人情報については、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

3. 個人情報の滅失、き損、漏えいおよび不正アクセスなどの予防ならびに是正

当社は、お客様の個人情報を厳格に管理し、滅失、き損、漏えいや不正アクセスなどのあらゆる危険性に対して予防策を実施します。適切な個人情報の取り扱いと運用に関する具体的なルールを定め、責任者を設けます。

4. 個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守

当社の役員、社員、協働者は、個人情報保護や通信の秘密に関する法令やガイドラインその他の関連規範を遵守します。

5. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、社会が要請している個人情報保護が効果的に実施されるよう、個人情報保護マネジメントシステムを継続して改善します。

6. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせおよび相談窓口

当社所定の窓口にて、合理的な範囲で対応いたします。

制定日 2001年7月1日
最終改定日 2018年6月19日
代表取締役社長

本間 洋

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	
所 管 課 名	区民部 収納課
業 務 の 名 称	特別区民税・都民税に関する業務
電 算 結 合 の 目 的	滞納者の金融機関への預金調査をオンラインで照会することにより、滞納整理業務の効率化を図る。 また、紙や郵送代の経費削減および回答書の入力などの業務量を削減する。
結 合 年 月 日	令和4年6月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 〔提供を受ける個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 口座の有無、取引明細(口座有の場合)
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	
所 管 課 名	区民部 収納課
業 務 の 名 称	軽自動車税に関する業務
電 算 結 合 の 目 的	滞納者の金融機関への預金調査をオンラインで照会することにより、滞納整理業務の効率化を図る。 また、紙や郵送代の経費削減および回答書の入力などの業務量を削減する。
結 合 年 月 日	令和4年6月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 〔提供を受ける個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 口座の有無、取引明細(口座有の場合)
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	
所 管 課 名	区民部 収納課
業 務 の 名 称	国民健康保険に関する業務
電 算 結 合 の 目 的	滞納者の金融機関への預金調査をオンラインで照会することにより、滞納整理業務の効率化を図る。 また、紙や郵送代の経費削減および回答書の入力などの業務量を削減する。
結 合 年 月 日	令和4年6月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 〔提供を受ける個人情報〕 氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別 口座の有無、取引明細(口座有の場合)
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長

認可保育所、地域型保育事業等に関する業務に係る電子計算組織の結合について

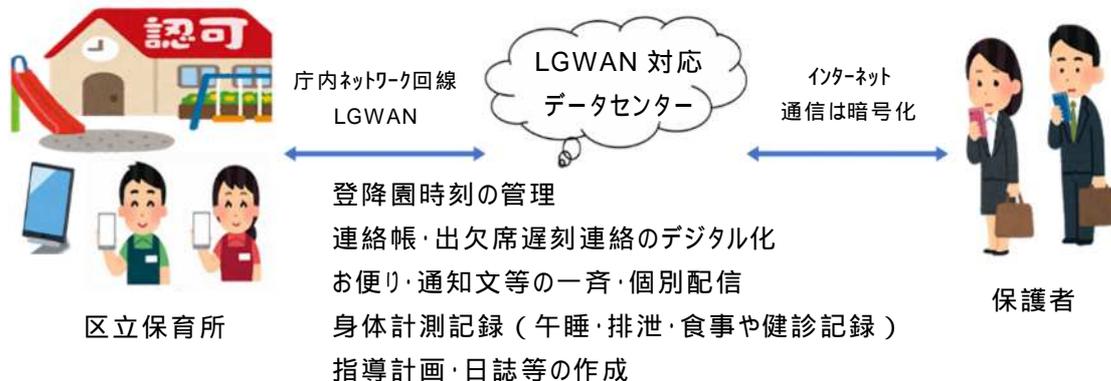
(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	<p>区が直接運営する区立保育園（以下「直営園」という。）では、園の運営に関する事務作業のデジタル化が進んでいない。具体的には、園児の登降園時刻を保育士が都度ノートに記録する、保護者からの遅刻や欠席の連絡は全て電話で受け付ける、保護者との日々の連絡帳は全て手書き、お便りなどは印刷して連絡帳に挟み込むなどしている。</p> <p>一方で、私立保育園等では既に 8 割程度の施設で保育業務支援システム（以下「支援システム」という。）が導入され、デジタル化が一般に浸透している。</p> <p>この度、直営園において令和 4 年 4 月以降順次、支援システムを導入する。この支援システムは、園児の情報をインターネットのデータセンター上に保有（電算結合）し、保護者はインターネット（暗号化された通信）を通じて、保育士は庁内ネットワークおよび LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じてそれぞれアクセスする仕組みである。</p> <p>私立保育園等では保護者も保育士もインターネット回線（暗号化された通信）でデータセンターにアクセスするが、直営園では事務用パソコンで使っている既設の庁内ネットワークを利用することから、LGWAN 経由でアクセスする点で仕組みが異なる。</p> <p>この支援システムの導入により、保護者はスマートフォンのアプリを通じて連絡帳の確認・入力・提出や、遅刻・欠席の連絡等が可能となり、園からのお便りもアプリ上で時間や場所にとらわれず閲覧できるようになる。保育士はタブレット端末を使って保育室に居ながら連絡帳の入力、お便りの作成や一斉・個別配信、午睡・排泄の記録等が可能となる。また、園の玄関等に設置する端末等を使って登降園時刻をシステムで管理・共有できる。</p>
------	--

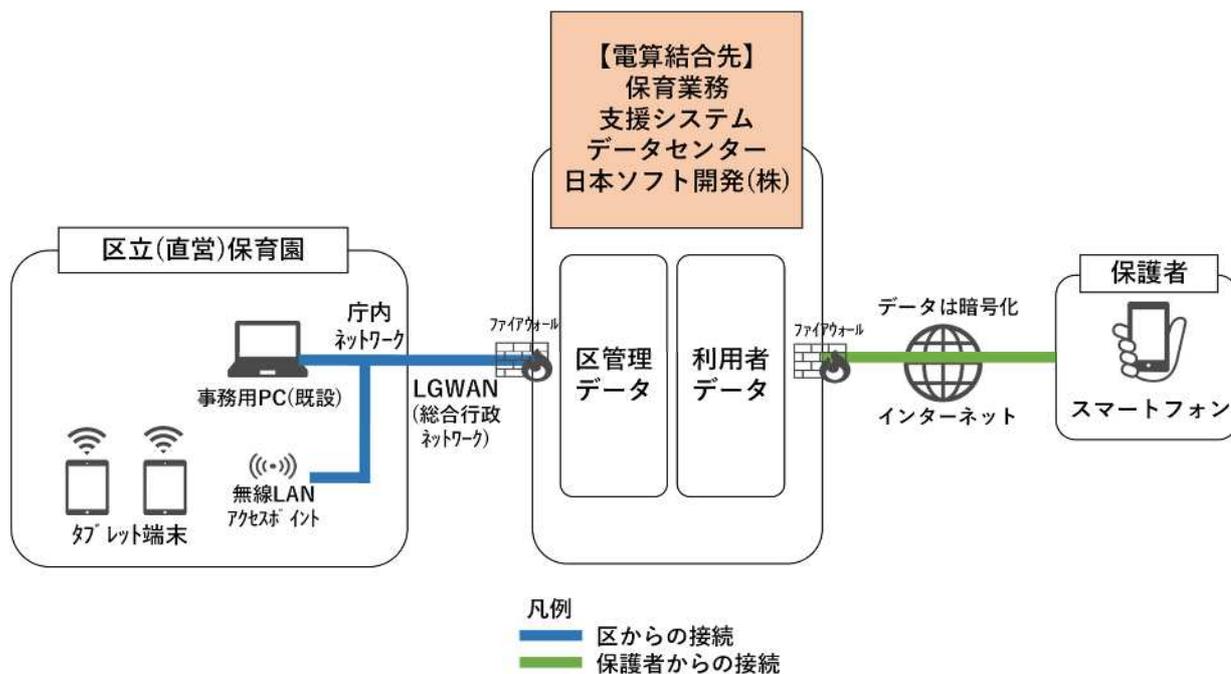
	<p>これにより、保護者と保育士双方の負担軽減と利便性の向上を図り、保育士が園児や保護者と向き合う時間を確保することで、保育の充実につなげる。</p>
2 現行処理	<p>登降園時刻の記録...保育士が目視してノートに手書き 連絡帳・お便り...手書きでやりとり、印刷して配付 遅刻・欠席の連絡...電話で受け付け、紙に記録 身体計測記録...紙に記録(毎月の報告は希望者にのみ) 指導計画・日誌等...事務用 PC で作成・印刷</p>
3 結合先	<p>日本ソフト開発株式会社 滋賀県米原市米原西 23 番地</p>
4 実施予定年月	<p>令和 4 年 4 月</p>
5 所管課名	<p>教育委員会事務局 こども家庭部 保育計画調整課</p>
6 システム内で管理する個人情報 (または送受信する個人情報)	<p>【区が送信する項目】 園児氏名、園児氏名ふりがな、園児性別、園児血液型、園児生年月日、保護者氏名、保護者連絡先、郵便番号、住所、電話番号、クラス、入園年月日、卒・退園年月日、アレルギー情報、予防接種履歴、平熱、保育区分(認定区分)、在園中のきょうだい名、登降園時刻、欠席・遅刻とそれらの理由、お迎え時刻、活動記録、午睡記録、検温・排泄記録、食事記録、身体記録(身長、体重、胸囲、頭囲、カウプ指数(BMIと同じ。栄養状態や身長と体重のバランスを判断する際の参考とする指標))、発達状況、指導計画、日誌(連絡帳記載内容)、備考</p> <p>【区が受信する項目】 送信する項目と同じ。</p>
7 個人情報の保護	<p>【区が講じる保護措置】 練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。 区(各直営園)と支援システムのデータセンターとの</p>

	<p>接続は、既設の事務用 PC と同じ庁内ネットワークを経由し、LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じて行う。</p> <p>各直営園の保育室におけるタブレット端末の無線 LAN 利用に当たっては、総務省が定めたガイドラインに従った無線セキュリティ規格（通信の暗号方式）と認証方式を採用し、登録済みの特定のタブレット端末だけが接続できるようアクセスポイントを管理する。</p> <p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>契約内容に含む受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>個別 ID とパスワードによる認証を行い、閲覧制限（なりすましの防止・本人以外の情報の閲覧防止）を行う。</p> <p>操作ログ情報の取得と管理を行い、万が一不正アクセスが発生した場合は速やかに区に報告する。</p> <p>サーバーの管理は、最新ウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの定期適用、サーバーの 24 時間監視を行い、ウイルス感染や被害の拡大を防止する。</p> <p>データ通信は SSL セキュリティ対応による暗号化通信を利用する。</p>
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・保育業務支援システムの導入イメージとシステム構成図 ・日本ソフト開発株式会社 個人情報保護方針 ・日本ソフト開発株式会社 情報セキュリティ方針 ・電算結合記録票

保育業務支援システムの導入イメージ



保育業務支援システムの構成図



個人情報保護方針

- 1．当社は、個人情報の取得、利用及び提供を必要とする場合には、「個人情報保護に関する法律」（個人情報保護法）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）及び「情報セキュリティマネジメントシステム要求事項」（JISQ27001）に準拠した当社のマネジメントシステムを遵守し、厳正な管理の下で行います。
- 2．さらに、個人情報及び顧客情報に関する法律及び各自治体における条例その他規範を遵守するとともに、社内規範に従って業務を遂行します。
- 3．個人情報を取得する場合には、事前に利用目的を特定し、ご本人の同意を得た上で、適切かつ適法な手段により取得します。
- 4．個人情報を特定した利用目的の範囲内で、適切に利用及び提供するとともに、利用目的を超えて個人情報を利用しないための措置を講じます。
- 5．個人情報（特定個人情報を除く）を第三者に委託及び提供する場合には、十分な保護水準を満たした者を選定するとともに、契約書により適切な措置を講じます。
- 6．個人情報及び顧客情報へのリスク（不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）を認識し、入退館・入退室管理、ID・パスワード管理、ログの記録、データ保管・廃棄管理、社内規程の整備、責任体制の確立など適正な対策を講じます。
- 7．取得した個人情報は、不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどの防止並びに是正に努め、厳正な管理の下で安全に保管します。
- 8．ご本人からの個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望に対して、誠実かつ迅速に対応します。
- 9．個人情報保護に関するマネジメントシステムの継続的改善に努めます。

平成 14 年 6 月 1 日制定

令和元年 10 月 1 日改定

日本ソフト開発株式会社
代表取締役社長 蒲生 仙治

情報セキュリティ方針

当社は、情報の取得、利用及び提供を必要とする場合には、JIS Q 27001：2014 に準拠した当社のマネジメントシステムを遵守し、厳正な管理の下で行います。

当社は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するためにリスク評価を行い、情報セキュリティ管理体制のもと適切な情報資産の保護を実施します。

さらに、事業の用に供する個人情報について、「個人情報保護方針」に基づいた個人情報保護活動を行い、必要な保護と適切な安全対策を講じます。

役員を中心とした全社における情報セキュリティ管理体制を確立し、全社の情報セキュリティの状況を正確に把握し、必要な対策を迅速に実施します。

すべての従業員に情報資産を保護することの重要性および情報セキュリティに対する役割と責任についての認識を向上させるため、定期的に情報セキュリティに関する教育を実施します。

外部委託を行う際に必要なセキュリティレベルを確保するため、セキュリティ面における適格性を十分に審査し、外部委託先からの情報漏えい等の防止に努めます。

当社は、情報セキュリティ事故の防止に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じます。

本方針及び関連する諸規程、管理体制の定期的な評価を行い、情報セキュリティの見直し及び改善を行います。

平成 28 年 12 月 1 日制定

令和元年 10 月 1 日改定

日本ソフト開発株式会社
代表取締役社長 蒲生 仙治

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	
所 管 課 名	こども家庭部 保育計画調整課
業 務 の 名 称	認可保育所、地域型保育事業等に関する業務
電 算 結 合 の 目 的	区立(直営)保育園における保育業務支援システムの導入に伴い、園児の情報等を民間のデータセンター上で管理するため、電算結合を行う。
結 合 年 月 日	令和4年4月1日 (審議会 年 月 日 諮問第 号)
結 合 変 更 年 月 日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)
電算結合の相手方の住所および名称	日本ソフト開発株式会社 滋賀県米原市米原西23番地
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕 園児氏名、園児氏名ふりがな、園児性別、園児血液型、園児生年月日、保護者氏名、保護者連絡先、郵便番号、住所、電話番号、クラス、入園年月日、卒・退園年月日、アレルギー情報、予防接種履歴、平熱、保育区分(認定区分)、在園中のきょうだい名、登降園時刻、欠席・遅刻とそれらの理由、お迎え時刻、活動記録、午睡記録、検温・排泄記録、食事記録、身体記録(身長、体重、胸囲、頭囲、カウプ指数)、発達状況、指導計画、日誌(連絡帳記載内容)、備考</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 園児氏名、園児氏名ふりがな、園児性別、園児血液型、園児生年月日、保護者氏名、保護者連絡先、郵便番号、住所、電話番号、クラス、入園年月日、卒・退園年月日、アレルギー情報、予防接種履歴、平熱、保育区分(認定区分)、在園中のきょうだい名、登降園時刻、欠席・遅刻とそれらの理由、お迎え時刻、活動記録、午睡記録、検温・排泄記録、食事記録、身体記録(身長、体重、胸囲、頭囲、カウプ指数)、発達状況、指導計画、日誌(連絡帳記載内容)、備考</p>
個人情報保護管理責任者	保育計画調整課長

「指導に関する業務」における目的外利用に関する
審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

令和 3 年 11 月 30 日

2 適用理由

学校教育支援センターでは、不登校の実態と、これまでの練馬区の不登校対策の効果等について明らかにし、今後の不登校対策や、高校生年代で困難を抱えた子どもの支援を充実するため、令和 3 年度、4 年度の 2 か年で不登校に関する実態調査を行う。

調査では、不登校生徒追跡調査として、平成 28 年度から令和 2 年度に中学校 3 年生時で不登校を経験した方およびその保護者の中から、無作為に抽出した 900 組に対し、現在の就学状況や中学 3 年生当時の振り返りなどを質問するアンケート調査を実施する。そのため、区立中学校の指導に関する業務に係る個人情報を利用する。

今回の目的外利用は、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型 1 を適用する。

3 利用課

教育振興部 学校教育支援センター

4 利用する個人情報

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間ににおいて、中学校 3 年生時に不登校状態であった生徒の氏名、住所

5 提供課

教育振興部 区立中学校

6 利用方法等

区立中学校から、対象となる生徒の個人情報の提供を受け、学校教育支援センターにおいて、アンケート調査の送付先リストの作成に利用する。

7 事例への追加

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型1に、事例を追加する。

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	○ 指導に関する業務（1303-02） <u>児童生徒指導上の課題対応に関する業務（1309-14）</u>

第3号様式(第8条関係)

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	1	3	0	9		1	4
目的外利用する所管課名	教育振興部 学校教育支援センター						
目的外利用する業務の名称	児童生徒指導上の課題対応に関する業務						
目的外利用する業務の目的	不登校に関する実態調査を実施するにあたり、対象者を特定するため						
目的外利用させる業務登録番号	1	3	0	3		0	2
目的外利用させる所管課名	教育振興部 区立中学校						
目的外利用させる業務の名称	指導に関する業務						
目的外利用の期間	令和3年11月30日から 令和4年3月31日まで 平成12年4月 日以降継続						
目的外利用する管理 個人情報記録の種類	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) その他()						
目的外利用の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準(4 1)						
目的外利用の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他()						
個人情報保護管理責任者	学校教育支援センター所長						

令和 4 年 1 月 24 日
教育振興部教育指導課

区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて

1 概要

区教育委員会では、児童生徒の情報モラル向上と情報端末に係る事故の防止に向け家庭での SNS ルールづくりを啓発・促進するために、SNS 練馬区ルール・リーフレットを作成し、各家庭に配布している。

また、各校に対しては、ルールづくりの状況を確認するため、各家庭で作成した、パスワードを記載しない状態でのリーフレット提出を求めるよう通知している。

しかし、区立中学校 1 校において、SNS 練馬区ルール・リーフレットを配布した際に、学校への提出にあたって SNS のパスワードの記載は不要との説明を失念したため、提出した生徒のパスワードを学校が知り得る事態が判明した。

2 経緯

令和 2 年 6 月 「SNS 練馬区ルール」リーフレットの配布等を開始。

8 月 同リーフレットにある、個人パスワードを記載する箇所について、「未記載」または「消した状態もしくはマスキングした状態」で提出するよう各校に通知。

令和 3 年 11 月 19 日 区立中学校 1 校において、12 月実施の三者面談で生徒の SNS 利用に関する注意喚起を行うため、各家庭に「SNS 練馬区ルール」リーフレットの「我が家の SNS ルール」を提出するよう依頼。提出物は面談時に返却予定としていた。

11 月 30 日 保護者からの連絡で、パスワードを「未記載」または「削除もしくはマスキングした状態」で提出する旨の説明を失念したままリーフレットを配布していたことが判明。

276 名からリーフレットの提出を受け、うち 36 名分にパスワードの記載があった。(12 月 2 日時点)

12 月 3 日 各家庭にあてて謝罪文を送付。

12 月 9 日 パスワードの記載があった 36 家庭全てにリーフレットを返却するとともに、パスワードの変更を依頼した。

3 教育委員会の対応

11 月 30 日 当該事案の発生を確認

12 月 1 日 全校にあてて注意喚起を促す通知を送付

12 月 2 日 他の学校では同様の事態は発生していないことを確認

12 月 6 日 文教委員会で当該事案を報告

12 月 9 日 臨時校長会を開催し当該事案の経緯説明を行うとともに、個人情報の適切な取扱いを徹底するよう指示

12 月 17 日 教育委員会で当該事案を報告

4 SNS 練馬区ルール・リーフレット
別添のとおり

5 その他

今後発行する同リーフレットについては、パスワード記載箇所を削除した。
提出されたリーフレットは当該学校の鍵のかかる場所で保管するとともに、各家庭に
直接返却したため、パスワードの漏洩は発生していない。

ねりまく SNS練馬区ルール

じぶん あいて まも けついで
～自分と相手を守る10の決意～

自分のために

- ①家族と利用時間を決める。
- ②自分の写真や動画、個人情報（※1）をのせない。
- ③投稿する際には保護者や先生に見られてもよい内容にする。

相手のために

- ④他の人の写真や動画、個人情報をのせない。
- ⑤送信する前に誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるかを考えて読み返す。
- ⑥相手の都合を考えて、送信時刻・回数に気を付ける。
- ⑦人と会っているときは、スマホやゲーム機などの使用は控え、会話を大切にす。

家族のために（保護者向け）

- ⑧インターネット等の危険性について家族で話し合しましょう。
- ⑨インターネットにつながるすべての電子機器（※2）に、フィルタリングやセキュリティソフトを付け、安心して活用できるようにしましょう。
- ⑩子供の利用状況を把握し、いつ、どこで、どのくらい使うか、必要なときは保護者が確認するなど、保護者が責任をもって管理しましょう。

※1 個人情報とは、住所、電話番号、名前、写真、メールアドレス、IDなど個人を特定できる情報のことです。

※2 インターネットにつながる電子機器は、テレビ、パソコン、携帯電話、スマホ（スマートフォン）、ゲーム機、タブレット、携帯型音楽プレーヤーなどすべてを含みます。

我が家のSNSルール

簡単作成シート

使用時間

スマホ、SNSを使う時間は1日_____時間にします。

スマホ、SNSを使う時刻は_____時までになります。

保管場所

それ以降は、_____に置いておきます。

管理方法

SNSのパスワードは_____です。

このパスワードは（_____（例）家族で）共有します。

投稿内容

次の内容はSNSに投稿しません。

_____（例）友達の写真

使用場面

次の場面ではスマホを使用しません。

_____（例）食事中

我が家の安全利用チェックリスト

- インターネットやSNSの危険性について家族で話し合っている。
- スマホや携帯電話にはフィルタリングや、セキュリティソフトを付けている。
- 週に1回以上は、子供の携帯電話の利用状況や、SNSの内容を確認している。

我が家のSNSルール

～作ってみましょう、我が家のSNSルール～

作ってみるねり。



【SNS 学校ルール】

学校で配布された SNS 学校ルールを
貼っておこう。

このシートの活用方法

- ① SNS 練馬区ルールを家族で読みましょう。
- ② 学校の SNS ルールを家族で読みましょう。
- ③ SNS 練馬区ルール、SNS 学校ルールを参考にして、簡単作成シートを家族で作ってきましょう。
- ④ 我が家の SNS ルール作りにチャレンジしましょう。

「地域保健の統計・調査に関する業務」における目的外利用に関する
審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

令和3年4月1日

2 適用理由

令和2年11月20日付 子母発1120第1号および政統人発1120第1号による厚生労働省からの依頼「母子保健施策のための死産情報の共有について(依頼)」、令和3年6月25日付 事務連絡による東京都からの依頼「母子保健施策向上のための自治体内における死産情報の共有について(依頼)を受け「死産届」について、母子保健施策のために情報共有する。

練馬区においては、保健情報システム・妊婦情報に妊娠終了の入力を行うことにより当事者や家族に対し適切な支援を行えるようにする。

今回の目的外利用は、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型2を適用する。

3 利用課

健康部 健康推進課

4 利用する個人情報

戸籍等事項(氏名 住所 生年月日 本籍 続柄 親族関係)

5 提供課

健康部 保健予防課

6 利用方法等

保健予防課から死産届の情報提供を受け、健康推進課の母子保健に関する業務

(保健情報システム・妊婦情報)への登録を行う。

7 添付資料

厚生労働省からの依頼文

東京都からの依頼文

8 事例への追加

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の類型2に、事例を追加する。

	類 型	事 例
2	業務間の事務に密接な関係あるいは連続性があり、適正な行政施策を行うため相互に情報交換、情報提供を行う場合	地域保健の統計・調査に関する業務(0703-15) <u>母子保健に関する業務(0701-01)</u>

子母発 1120 第 1 号
政統人発 1120 第 1 号
令和 2 年 11 月 20 日

各 都道府県
指定都市
中核市 母子保健主管部（局）長 殿

各 都道府県
指定都市 保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省統計管理官(人口動態・保健社会統計室長併任)
（ 公 印 省 略 ）

母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）

平素より、厚生労働行政に格別の御配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

死産については、死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）により、公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的として、父母等が市区町村長へ届出を行うこととされています（同令第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項）。

死産届に関する情報は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する各母子保健施策を行うに当たっても、妊産婦（死産の場合を含む。）等への切れ目ない支援を実施する観点から必要な情報ですが、現在、市区町村内の母子保健担当課に死産届に関する情報が伝わらず、死産の届出をした者に対し母子保健施策に関連する適切な対応が講じられていない場合があります。

国においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号) 第 8 条第 2 項に基づき、法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは利用目的以外の目的のために提供することができるとされております。死産届に関する情報の取扱いについても同様に、市区町村の個人情報保護条例等を踏まえつつ、保健統計主管課（死産届を受理する課を含む。）においては、母子保健担当課の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めていただきますようお願い申し上げます。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内の市区町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます。

（母子保健担当）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課母子保健係

Tel:03-5253-1111（内線 4975、4978）

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

（人口動態調査担当）

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

Tel:03-5253-1111（内線 7466）

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 2 5 日

各区市町村母子保健主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長

母子保健施策向上のための自治体内における死産情報の共有について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

死産については、死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）により、公衆衛生特に母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的として、父母等が区市町村長へ届出を行うこととされています。

一方で、母子保健担当課に死産の情報が届かないことにより、死産後に心理的負担を抱えている者に対し、子どもの出生を前提とした母子保健サービスの連絡が区市町村から届き、当事者に更に強い精神的負荷がかかった事例があるという指摘があります。

こうしたことから、厚生労働省では、「母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）」（令和 2 年 11 月 20 日付子母発 1120 第 1 号政統人発 1120 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官(人口動態・保健社会統計室長併任)通知)において、都道府県等の母子保健主管部局及び保健統計主管部局に対し、母子保健担当課の求めに応じた死産届に関する必要な情報共有を依頼しています。

各区市町村におかれましても、個人情報保護条例等を踏まえつつ、積極的な戸籍主管課及び保健統計主管課との連携により、死産届に関する必要な情報共有に努めていただけてますようお願いいたします。

また、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」（令和 3 年 5 月 31 日付子母発 0531 第 3 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）において、流産や死産を経験した女性等への支援について、母子保健法における位置づけや活用可能な国の事業等について整理されておりますので、各区市町村におかれましては御承知いただくとともに、地域のニーズ等も踏まえ適切な施策を講じられますようお願いいたします。

併せて、令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究」の報告書（令和 3 年 3 月）も公表（<https://cancerscan.jp/research/801/>）されているため、流産や死産を経験した女性を含む妊産婦支援の推進にかかり、御活用をお願いいたします。

問合せ先
東京都福祉保健局少子社会対策部
家庭支援課母子保健担当
電 話 0 3 (5 3 2 0) 4 3 7 2
ファクシミリ 0 3 (5 3 8 8) 1 4 0 6

第3号様式(第8条関係)

目的外利用記録票

目的外利用する業務登録番号	0	7	0	1		0	1
目的外利用する所管課名	健康部 健康推進課						
目的外利用する業務の名称	母子保健に関する業務						
目的外利用する業務の目的	保健予防課の地域保健の統計・調査に関する業務に係る個人情報(死産届の内容)を健康推進課で実施する母子保健に関する業務(保健情報システム・妊婦情報)へ妊娠終了の入力を行うことにより情報共有し、適切な支援を行うため						
目的外利用させる業務登録番号	0	7	0	3		1	5
目的外利用させる所管課名	健康部 保健予防課						
目的外利用させる業務の名称	地域保健の統計・調査に関する業務						
目的外利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 令和3年 4月 1日以降継続						
目的外利用する管理個人情報の記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) その他()						
目的外利用の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) 審議会事前一括承認基準(4 2)						
目的外利用の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他()						
個人情報保護管理責任者	健康推進課長						

令和 4 年 1 月 24 日

総務部情報公開課

練馬区個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例で引用している同法の規定が号ずれしたこと等から、規定の整備を行う。

2 改正の内容

第26条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。（第26条関係）

3 施行期日

公布の日（令和3年10月18日）

4 新旧対照表

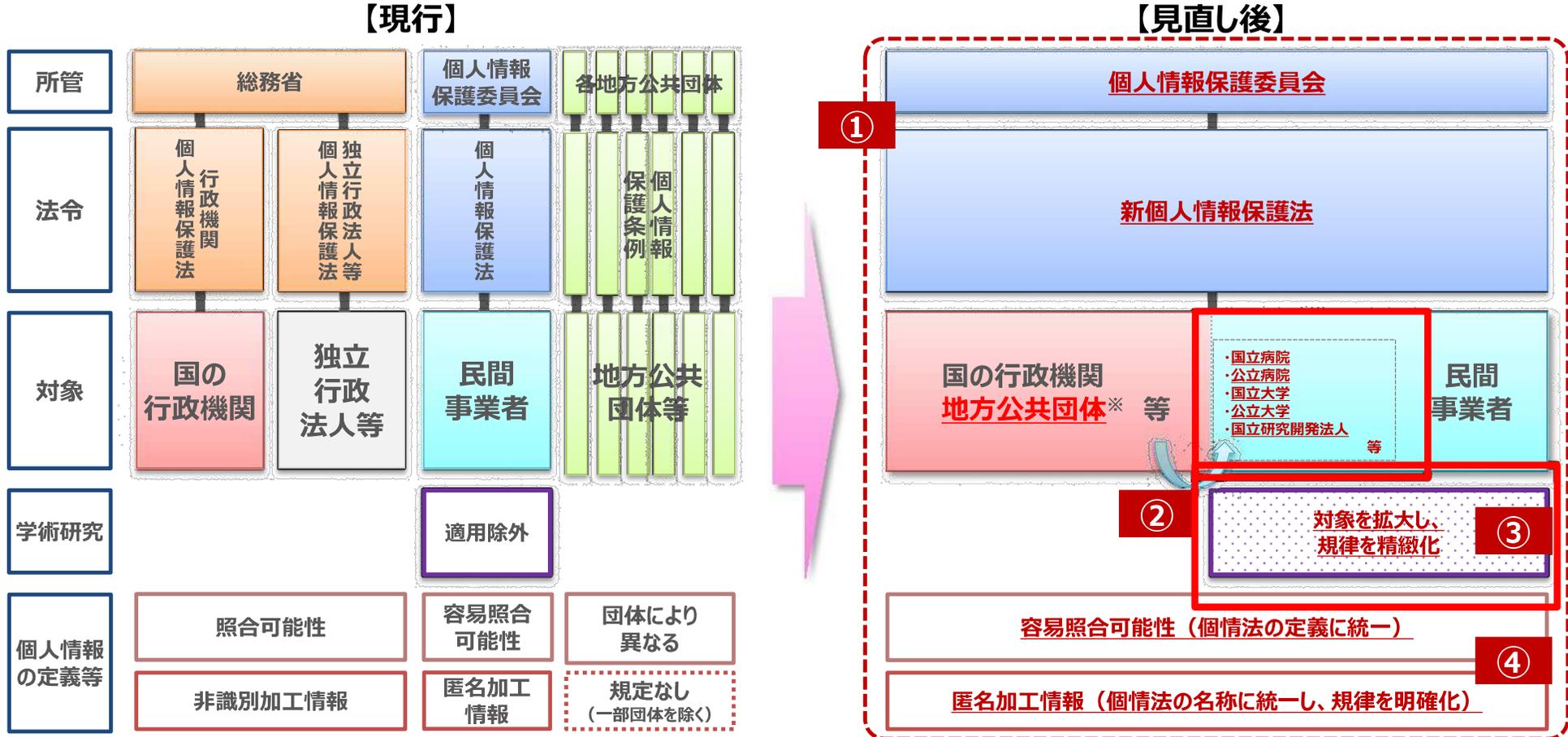
裏面のとおり

練馬区個人情報保護条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(決定後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、第25条第 1 項の規定により情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>および<u>番号法第19条第 7 号</u>に規定する情報照会者もしくは情報提供者または<u>同条第 8 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第 1 項および第 2 項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(決定後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 実施機関は、第25条第 1 項の規定により情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>および<u>番号法第19条第 8 号</u>に規定する情報照会者もしくは情報提供者または<u>同条第 9 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第 1 項および第 2 項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

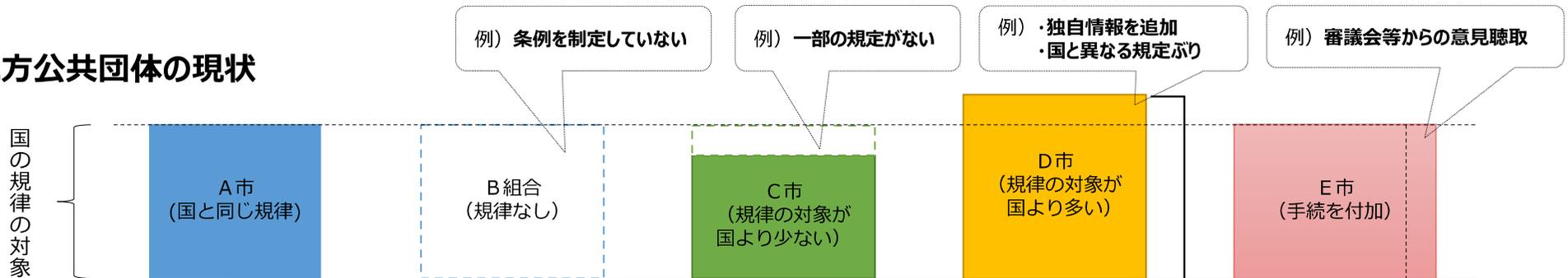
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

個人情報保護委員会HPより抜粋

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

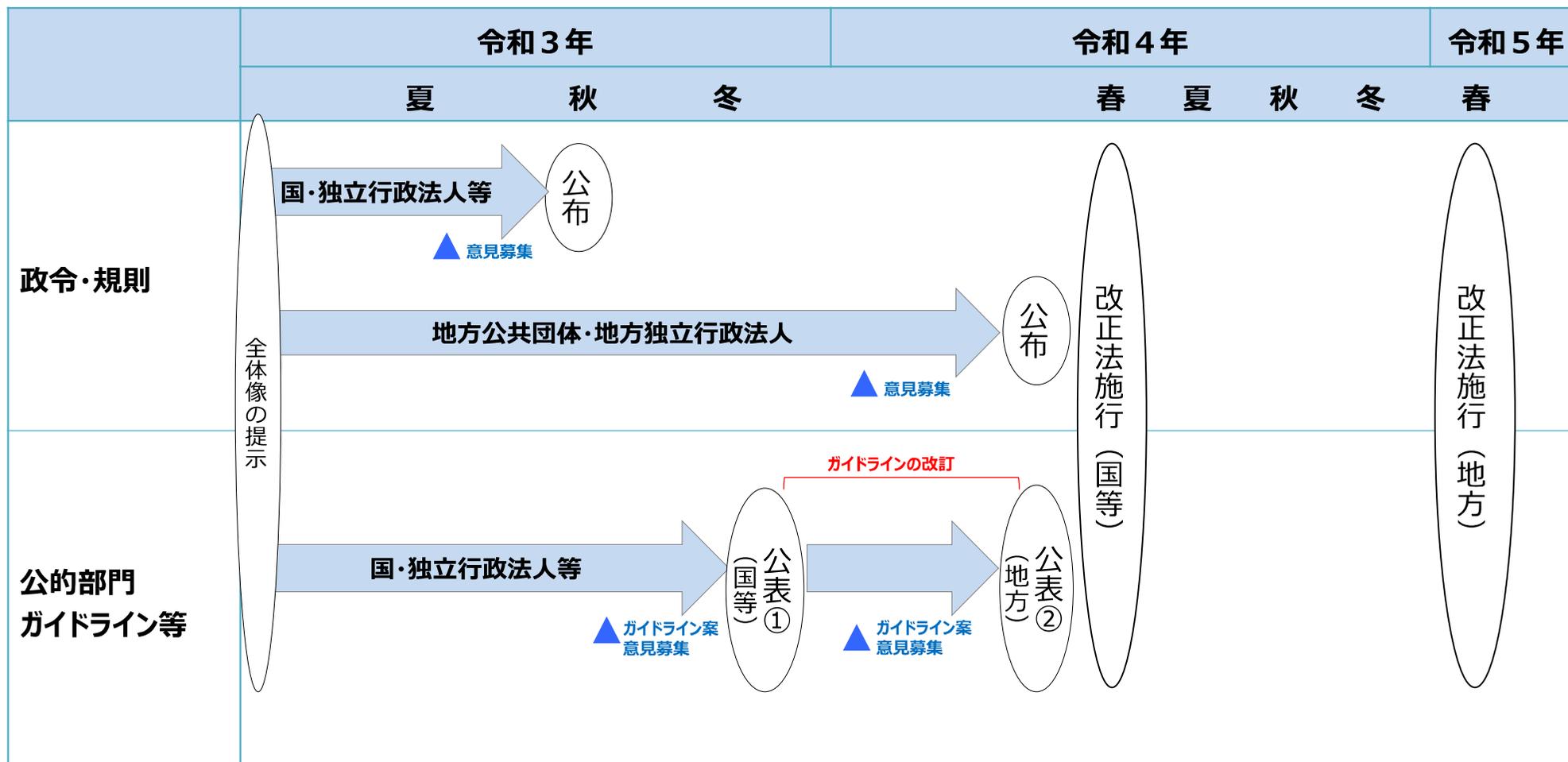
地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール



- ※ 施行準備スケジュールのうち、本資料に特に関係する部分のみ記載
- ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。